

2017年10月 No.36

個人情報漏洩にかかる訴訟における原告適格 – Clapper 判決及び Spokeo 判決以降の連邦裁判所の裁判例に照らして

弁護士 塚本 宏達
弁護士 達本 麻佑子

はじめに

日米を問わず、近年、個人情報の漏洩事案が頻繁に報道されています。つい先日も米国大手信用調査機関の個人情報漏洩事案がトップニュースとして報じられたばかりですが、米国で大規模な個人情報の漏洩事案が世間を騒がせ続けているのはご承知のことかと思えます。米国では、従業員や顧客の個人情報が漏洩した場合、当該従業員や顧客から個人情報を保有していた企業に対して、個人情報の管理に不備があった等としてクラス・アクションが提起されることが一般的です。これは、通常一件の漏洩事故により多数の人々の個人情報が漏洩し、潜在的なクラスメンバーが多数に上るため、原告側弁護士が多額の和解金額を勝ち取ることができることによります。例えば、2011年に発生した PlayStation Network の個人情報漏洩に際してユーザーから提起されたクラス・アクションにおいて、ソニー株式会社のグループ会社は、影響を受けたユーザーらに、約 1500 万ドル相当のゲーム・サービス等を無償で提供するという和解内容に合意しました。このように、個人情報を取り扱う日本企業の米国子会社においてハッキング等により個人情報が漏洩してしまった場合、クラス・アクションの提起により多額の和解金・損害賠償金の支払いを余儀なくされる可能性があります。ところで、個人情報が漏洩してしまった本人は、具体的にはどのような損害を受けていることを理由に訴訟を提起できるのでしょうか。本ニュースレターでは、個人情報が漏洩してしまった本人が訴訟による救済を受けることができるのか、すなわち原告適格について説明してみたいと思います。

連邦裁判所における原告適格

合衆国憲法第 3 条において、連邦裁判所は「事件又は争訟」を解決する限りで裁判権を行使することができるものとされており、この規定から、連邦裁判所における原告適格が認められるためには、「事実上の損害 (injury-in-fact)」が必要であるとされてきました¹。さらに、この事実上の損害が認められるためには、「具体的かつ特定の (concrete and particularized)」、また、「現実の又は差し迫った (actual or imminent)」損害が必要であるとされてきました²。この点について、個人情報漏洩にかかるクラス・アクションにおいては、個人情報漏洩があったという事実だけで、クレジットカードへの不正請求や ID 窃盗など漏洩した個人情報が実際に悪用されたという事実がなくとも、この事実上の損害が認められるのか否かという点が問題にされてきました。原告としては、漏洩が発生した後の個人情報の帰趨についての証拠がなく個人情報の漏洩による財産的損害や ID 窃盗の被害を主張できない場合が多く、多くのケースにおいて、個人情報の漏洩による将来の ID 窃盗の危険の増加がこの事実上の損害として主張されています。他方、被告としては、原告適格が認められなければ訴え却下判決を得るこ

¹ 例えば、Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U. S. 555 (1992)参照。

² 同上。

とで早期に訴訟を終結させることができるというメリットがあります³。

連邦最高裁は、以下に紹介する Clapper 判決⁴及び Spokeo 判決⁵においてどのような場合に事実上の損害が認められるのかを判断し、多くの連邦地方裁判所は、これらの判決に基づき個人情報の漏洩があったという事実のみでは原告適格は認められないと判断してきました。しかし、近時の連邦控訴裁判所の判断においては、漏洩した個人情報が悪用されたという事実がない場合でも原告適格を認める判断が出されており、個人情報漏洩に起因するクラス・アクションにおける訴訟費用の増加、及び賠償責任が認められる潜在的なリスクの増加が懸念されます。

Clapper 判決

本件では、米国政府が米国外の個人との間の通信を令状なしに傍受することを認める Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978 の規定は憲法違反であるとして、弁護士やジャーナリスト等が訴えを提起しました。原告らは、自分達は通信傍受の対象となる可能性の高い個人と国際的な通信を行っており原告適格が認められると主張しました。これに対して、連邦最高裁は、事実上の損害を認めるためには損害の危険が「確実に差し迫っている (certainly impeding)」必要があり、単に「将来の損害の可能性 (possible future injury)」を主張するのみでは不十分であるところ、原告らの主張する将来通信が傍受される可能性は事実上の損害を認めるに足りるほど差し迫ったものではないとして、原告適格を否定しました。

Clapper 判決自体は個人情報漏洩のケースではないものの、Clapper 判決以降、個人情報漏洩にかかるクラス・アクションにおいて、多くの連邦裁判所は Clapper 判決の基準に基づき原告適格の有無を判断し、潜在的な将来の損害のおそれのみでは原告適格は認められないところ、実際の ID 窃盗等の損害がない場合、個人情報の漏洩によって ID 窃盗等の損害の危険が増加したことのみをもっては、「現実の又は差し迫った」損害があるとはいえず、原告適格は認められないとしてきました⁶。

もっとも、大手百貨店である Neiman Marcus に対するハッキングにより顧客のクレジットカード情報が漏洩し、顧客らが Neiman Marcus に対してクラス・アクションを提起したという事案⁷において、第 7 巡回区連邦控訴裁判所は、実際の ID 窃盗やクレジットカード詐欺がなくとも、本件ではハッカーらは顧客のクレジットカード情報を得るために意図的に Neiman Marcus を標的にしていることから、ID 窃盗及びクレジットカード詐欺の危険が「確実に差し迫っている」といえ、原告適格が認められるとしました。

Spokeo 判決

Fair Credit Reporting Act of 1970 (以下「公正信用報告法」)は、消費者信用報告機関が消費者信用報告の正確性を確保するため合理的な手段を採ること等を要求しているところ、本件では、個人情報検索ウェブサイトを運営する Spokeo, Inc. (以下「Spokeo」) に対して、Spokeo は公正信用報告法に違反して自己についての誤った情報を当該ウェブサイトに掲載しているとして、個人がクラス・アクションを提起しました。連邦最高裁は、制定法の手続違反を主張するのみでは原告適格は認められず、「具体的」な損害があったといえるためには実際の損害

³ なお、日本では、不正請求や ID 窃盗の有無にかかわらず、漏洩した個人情報の本人に対して、一人あたりの賠償金額は少額であるものの、プライバシーの侵害を理由とする慰謝料の損害賠償請求が認められています (例えば、宇治市住民票データ流出事件 (大阪高裁平成 13 年 12 月 25 日判決判自 265 号 11 頁)、Yahoo!BB 事件 (大阪高裁平成 19 年 6 月 21 日判決判例集未登載平 18(ネ)1704 号)、TBC 事件 (東京高裁平成 19 年 8 月 28 日判決判タ 1264 号 299 頁)等)。米国でも、個人情報漏洩による精神的損害 (emotional distress) を事実上の損害として主張することが考えられますが、多くの法域において精神的損害は身体的影響又は医学的に診断される損害がある場合にのみ認められるとされているため、そのような主張は殆どの場合認められないものと考えられています。

⁴ Clapper v. Amnesty International USA, 568 U. S. 398 (2013)

⁵ Spokeo, Inc. v. Robins, 136 S. Ct. 1540 (2016)

⁶ 例えば、Green v. eBay Inc., No. CIV.A.14-1688 (E.D. La. May 4, 2015)、Storm v. Paytime Inc., 90 F. Supp. 3d 359 (M.D. Pa. Mar. 13, 2015)参照。

⁷ Remijas v. Neiman Marcus Group, LLC, 794 F. 3d 688 (7th Cir. 2015)

が必要であるとししました (“Concreteness…requires an injury to be “de facto,” that is, to actually exist.”)。もっとも、連邦最高裁は、実際の損害の危険が具体的な損害の要件を満たす可能性については否定しませんでした (“Article III standing requires a concrete injury even in the context of a statutory violation. This does not mean, however, that the risk of real harm cannot satisfy that requirement.”)。

Spokeo 判決以降の連邦裁判所の判断

Clapper 判決同様、Spokeo 判決自体は個人情報漏洩のケースではないものの、Spokeo 判決以降、個人情報漏洩にかかるクラス・アクションにおいて、多くの連邦地方裁判所は、漏洩した個人情報が悪用されたという特定の事実がない場合、個人情報保護にかかる連邦法や州法の違反を主張するのみでは具体的な損害は認められず、原告適格は認められないとしてきました⁸。

しかし、個人情報漏洩にかかるクラス・アクションに対する近時の連邦控訴裁判所の判断においては、漏洩した個人情報が悪用されたという事実がなくとも事実上の損害があるとしたものが散見されます。

例えば、ハッキングにより保険会社の保管する個人情報が漏洩し、顧客らが保険会社に対してクラス・アクションを提起したという事案⁹（以下「Galaria 判決」）において、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、原告適格を認めるためには漏洩した情報が実際に悪用されることを待つ必要はなく、ハッカーが被告会社の保管する個人情報を標的にしていたことからすれば、個人情報が詐欺的な目的で使用されることが合理的に推測され、十分かつ実質的な損害の危険が存在し、これと個人情報の悪用を防ぐために（クレジットカードの請求の確認や銀行の取引明細のチェックなどを通じて）原告らが費やした時間及び費用に鑑みると、事実上の損害が認められるとししました。

また、保険会社において顧客の個人情報を含むパソコンが盗まれ、顧客らが保険会社に対して、個人情報の秘匿性を保つため合理的な手段を講じること等を要求している公正信用報告法の違反等を理由としてクラス・アクションを提起したという事案¹⁰において、第 3 巡回区連邦控訴裁判所は、個人情報が不正使用されたという証拠がなくとも、公正信用報告法に違反して個人情報を漏洩させたことをもって事実上の損害が認められるとししました。同裁判所は、公正信用報告法は正に個人情報の許可されていない開示を防ぐことを目的としていることからすれば、同法に違反する個人情報の漏洩をもって具体的な損害があったといえる判断をしています。

上記に加えて、Galaria 判決と同様、ハッキングにより保険会社の保管する個人情報が漏洩し、顧客らが保険会社に対してクラス・アクションを提起したという事案¹¹（以下「CareFirst 判決」）において、コロンビア特別区連邦控訴裁判所は、主張されている最終的な損害が「具体的かつ特定の」損害であればよく、当該損害の危険が十分に差し迫っている場合は事実上の損害が認められるとししました。同裁判所は、原告らは社会保障番号やクレジットカード番号等が漏洩した旨主張しており、ハッカーが個人情報にアクセスしたという事実及び漏洩した情報の性質からすると、本件では最終的な損害である ID 窃盗の危険が十分に差し迫っているといえる¹²として、原告適格を認めました。

これらの裁判例とは異なり、ID 窃盗等漏洩した個人情報が実際に悪用されたという事実がない事例で、個人情報が漏洩したという事実のみでは事実上の損害は認められないとして原告適格を否定した連邦控訴裁判所の判断も存在しています（例えば、*Whalen v. Michaels Stores Inc.*¹³では、クレジットカード情報が漏洩したもののク

⁸ 例えば、*Khan v. Children’s National Health System*, 188 F. Supp.3d 524 (D. Md. 2016)参照。

⁹ *Galaria v. Nationwide Mutual Insurance Co.*, 663 Fed. Appx. 384 (6th Cir. 2016)

¹⁰ *In re Horizon Healthcare Services Inc. Data Breach Litig.*, No. 15-2309 (3d Cir. 2017)

¹¹ *Attias v. CareFirst, Inc.*, No. 16-7108 77 (D.C. Cir. 2017)

¹² ただし、裁判所は、社会保障番号やクレジットカード番号が漏洩していなくとも、本件では健康保険加入者番号が漏洩しており、この事実のみをもってしても ID 窃盗の実質的な危険があるものとししました。

¹³ No. 16-260 (2d Cir. 2017)

クレジットカードがキャンセルされた後原告への不正請求がなかったというケースで原告適格が否定されており、また、*Melissa Alleruzzo et al. v. SuperValu Inc. et al.*¹⁴では、クレジットカードやデビットカードの情報が漏洩したものの、原告への不正請求がなかったというケースで原告適格が否定されています)が、上記の連邦控訴裁判所の裁判例、特に CareFirst 判決の判断に照らすと、ハッキングによりクレジットカード番号や口座番号等の重要な個人情報が漏洩した場合は、そのような個人情報が漏洩したという事実のみをもって事実上の損害が認められるとされる可能性があります。

おわりに

上記で述べたとおり、個人情報漏洩にかかる訴訟においてどのような場合に事実上の損害があったとされるのか、連邦控訴裁判所の判断は分かれている状態です。個々の事例によって事実関係が異なるため、明確な要件を導き出すことは困難ですが、個人情報漏洩にかかる訴訟において、どのような場合に将来の「損害の危険」が事実上の損害の要件を満たすことになるのか、今後の連邦最高裁の判断が待たれます。

[2017年10月25日]

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

¹⁴ No. 16-2528 (8th Cir. 2017)

[執筆者]

**塚本 宏達** (弁護士・パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) パートナー。

ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**辻本 麻祐子** (弁護士・アソシエイト)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業(LL.M.)。2010年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&Aを中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

Carnegie Hall Tower, 152 West 57th Street, 37th Floor
New York, NY 10019-3310, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、弁護士約400名が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野に対応できるワンストップファームとして、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update の配信登録を希望される場合には、<<http://www.noandt.com/publications/newsletter/index.html>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<info-ny@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ。